

奈良まほろば館取扱商品の基本方針等について

第1 基本方針

1 目的

奈良まほろば館（以下「館」という）における展示・イベント等と連携しながら、奈良県産品等の紹介、宣伝、販売等を行うことで、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、商品のブラッシュアップにつなげる。そのことにより、「奈良」のブランド化をサポートし、本県産業の活性化を図る。

2 基本コンセプト

「美と信仰」をテーマに、奈良の文化を東京で販売。

「美」とは、デザイン性・芸術性・機能美・健康美・良質素材・五感に響く美・安心・癒し
「信仰」とは、寺社仏閣・自然との共生・自然への感謝・先祖（先人）を敬う心・祈り・平和・こだわり・継続的なひたむきさなど、本来日本人が持っている「こころ」

3 ターゲット

- ・イメージターゲット……トレンドを牽引していく高感度で知的な40才前後の女性
- ・リアルターゲット……正統なモノ、伝統的な価値を見出す文化的な50～60才代の女性
- ・サブターゲット……自然志向の20才代後半から30才代の女性

第2 運営方針

館の統一的かつ効果・効率的な運営と、県と館の物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という。）間の調整並びに連携強化を図るため、「奈良まほろば館運営者協議会」（以下「運営者協議会」という。）を設置する。

物販運営事業者は、運営者協議会に参加し、必要な提案や意見を述べるとともに、ここで決定した事項に沿って誠実に店舗を運営することとする。

《主な協議事項》

- (1) 館全体の運営方針、運営計画に関する事
- (2) 観光情報発信スペースの運営に関する事
- (3) 展示・イベントスペースの運営に関する事
- (4) 物販部門において販売する商品に関する事
- (5) 県内製造者等への商品販売情報のフィードバック及び商品の改良等に向けた助言に関する事
- (6) 館全体のPRに関する事
- (7) その他、県が必要と認める事

第3 県産品の基準

1 出品者の条件

次のいずれかの事業者による出品とする。

- (1) 県内に製造加工を行う事業所を置く製造業者
- (2) 県内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者
- (3) 県内に農林水産物を生産、加工、卸、販売を行う事業所をおく事業者
- (4) その事業活動が奈良県のイメージ向上などに貢献しているなど、県にとって有益であると認められる事業者

2 生鮮食品の条件

県内産に限る。

3 加工品の条件

次のとおりとする。

| 加工地 使用原料 | 全部県内 | 一部県内 | 全部県外 |
|-------------|------|------|------|
| 全部県内産 | ○ | ○ | ○ |
| 一部県内産 | ○ | △ | △ |
| 全部県外産 | ○ | △ | × |

○：認める。

△：次の要件のいずれかを満たすものは認める。

- (1) 製造加工の最終工程または重要な工程が県内で行われていること
- (2) 県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること
- (3) 商品の重要な原材料が県内産であること

×：基本的に認めない。ただし、奈良県の存在をアピールし、イメージアップに役立つとともに、「奈良まほろば館」での販売雰囲気づくりに寄与するもので、県内で一般的に販売が周知されているものについては、特例的に認めることができるものとする。